

経済建設常任委員会所管事務調査（行政視察）報告
（1月20日～1月21日・福岡県田川市、大川市）

経済建設常任委員会では令和2年1月20日から1月21日にかけて所管事務調査を行った。以下報告する。

経済建設常任委員会で実施しました、所管事務調査についてご報告いたします。今回の調査は、委員会の委員全員と、当局から申し出のあった都市基盤部長、下水道課長が同行いたしました。

当委員会は、令和2年1月20日、21日の2日間を利用し、福岡県田川市と同じく福岡県大川市を訪れました。

視察初日の田川市は福岡県の北東部に位置し、人口47,556人、面積54.55平方キロメートルで、昭和30年代まで筑豊炭田の炭鉱の町として栄えておりました。昭和45年の炭鉱閉山後は、全盛期の半分近くまで人口が減少し、産業構造を転換し、工業団地の整備による企業誘致や、福岡県立大学の設置により医療・福祉の人材育成が核となっております。

田川市においては、「合併浄化槽整備事業について」を調査事項とし、田川市市民生活部環境対策課から概要の説明がありました。

汚水処理については「公共用水域の水質汚濁防止」、「公衆衛生の向上」、「生活環境の保全」という大きな目標の達成に向け、その整備手法について検討を重ねてきたところ、平成26年に国から国土交通省、農林水産省、環境省の3省合同による「持続的な汚水処理システム構築にむけた都道府県構想策定マニュアル」が発出されました。そのマニュアルの趣旨である「汚水処理施設の早期概成」を目指し、財政面では、市の財政負担が少なく、低リスクで、財政状況に応じて柔軟に事業規模の調整が可能であり、また行政施策の公平性の確保及び市全域の汚水処理施策を行なえ、各戸の水洗化の現状及び大規模な白鳥工業団地のコミュニティプラントの状況を踏まえた地域特性等に基づいて検討されました。さらに災害に対するリスクが低く、経常的な地域経済への波及効果が期待できることなどの汚水処理施策の特徴を踏まえ、総合的に判断し、公共下水道による集合処理は行わず、合併浄化槽による個別処理での汚水処理施設整備を図ることとなりました。この汚水処理の方針転換以降、合併浄化槽による汚水処理施設整備の早期概成を目指し、「新たな浄化槽整備事業モデルの構築」に向けた検討がされました。環境省が推進する、市町村が事業主体となり、土地を使用賃借して浄化槽を設置し、使用料等により維持管理する「市町村設置型」浄化槽整備事業も検討されましたが、住民負担の軽減はあるが、市の財政負担の増加や将来にわたる更新費用の負担、空き家となった場合の分担負担の

扱い、維持管理費用の増大などを理由に、先進的な田川市独自のモデルである「個人設置・公的管理型浄化槽整備事業」を創出することとなりました。このモデルは、個人設置に対しては補助金交付申請に基づき、一定の補助金額を市から交付し、維持管理主体は住民であるが、浄化槽の「設置及び維持管理に市が関与する」手法で、「技術講習会の実施」、「登録工事店制度の導入」、「市がその状況を把握できる維持管理の一括契約への補助金の交付」、「管理票の整備とその情報の市との共有」、「浄化槽の相談室の設置」の公的管理の5つの柱の全ての施策を一体的なパッケージとして実施し、「市が関与する個人設置による浄化槽整備」が実現されているとのことでした。これらにから、補助金を受けた住民は維持管理を中断した場合、その補助金の返還請求をされ、適正な維持が継続して実施される制度となっています。また、単独浄化槽やくみ取り方式から合併浄化槽への転換する住民には、上乘せ補助を令和元年度から5年間は最大50万円、以降3年間は最大30万円、その後の2年間最大10万円の補助により10年間での早期促進を図っているとのことでした。また、配管設置費も従来の14万円から30万円に増額した補助が行なわれており、それに対する住民説明も十分におこなわれているとのことでした。これらの施策により10年後の汚水処理人口普及率を80パーセントに達成するための財政計画が策定され、その説明もありました。委員からの財源に対する質問に、この施策に対して財源は下水道基金であった17億円を利用できる条例改正及び過疎債による起債が充当されているとの説明がありました。また、10年後の補助体制に対する質問には、3年から5年の状況を鑑みて検討するとの説明がありました。

この事業の推進には島田市の議員研修でも講師の国安氏を派遣いただいた日本環境整備教育センターの遠藤氏が市長の強い要請により、田川市参与としてH29からアドバイスをされているとのことでした。

翌日視察の大川市は福岡県南西部に位置し、筑後平野のほぼ中央にあり筑後川が市の西部を流れ、有明海に注いでいます。主要な産業は「大川家具」に代表される木工業、水稲、イチゴなどの農業、有明海苔を中心とした水産加工業があります。大川市では「下水道の整備状況と合併浄化槽の推進について」を調査事項とし、はじめに、下水道整備に関する概要の説明が上下水道課からありました。大川市は、クリーク（農業用河川）が延長約300kmあり生活排水にも利用されていたが、主に家庭や工場からの排水により環境の悪化が進み、平成元年から合併浄化槽整備事業（設置費用の補助）を開始したが、環境悪化に歯止めがかからなかったため、公共下水道事業で汚水対策を行なうこととなった。平成11年に全体計画1,212haの下水道計画区域が都市計画決定を受け、当初事業認可区域99haで事業着手し、平成15年には351haに拡大したが平成

21年に252haに変更された。平成12年度から終末処理場を造成、施設建設し、平成18年7月から供用が開始され、平成30年度末の許可区域面積は272ha、整備面積（供用開始区域）は223ha、下水道普及率は26.1%、水洗化率（接続率）は67.4%であり、平成30年度内には整備面積約3haが拡大されているとの説明でした。下水道整備の方針として、現認可区域内で供用開始から3年以内に排水設備工事を完了した場合「水洗便所等改造工事助成金」を国の補助金5万円に市の上乗せ5万円合計10万円を令和2年度から予定しているが、人口減少、高齢者世帯の増加などにより接続率向上は望めない状況である。田川市と同様、平成27年3省合同の汚水処理構想に基づき、「大川市汚水処理構想」を策定し、中期（10年概成＝令和7年度までに）整備面積272ha、長期（20年概成＝令和17年度までに）整備面積386haとし、その区域は公共下水道で整備し、残りの区域については合併浄化槽で整備を進めることであるが、20年概成は努力目標として捉え、汚水処理構想に縛られてしまうものではないとのことでした。

次に、環境課から合併浄化槽の整備状況についての説明があり、下水道処理区域外における合併浄化槽の人口普及率は44.7%であり、平成26年度から平成30年度の5年間において各年100基を目標としているが74基から92基の状況であり、その内訳は新築等がほとんどであり、くみ取り、単独浄化槽からの入替は進んでいない状況であるとのことでした。その要因としては、単独処理浄化槽使用者にとっては、既に水洗化が済んでいるため転換インセンティブが働きにくいこと、浄化槽の特徴や、単独浄化槽と合併浄化槽の違いが理解されていない等、普及啓発が不十分であることが考えられ、さらに高齢者世帯において、転換に当たっての経済的な負担が大きく、また新しい生活スタイルへの抵抗感があることも考えられるとのことであり、生活環境の向上と汚染対策への認識をもってもらうことが課題と捉えているとのことでした。対応策として、浄化槽の資産価値向上により民間投資を誘導する取組や関係機関と連携し環境イベント等や広報誌で浄化槽設置推進の取組を行っているとのことでした。その設置補助金は従来の補助と同額であり、上乗せ等を行っていないとのことでした。なお、平成31年度人口34,207人に対して、下水道利用者は8,923人26.1%、合併浄化槽利用者は15,285人44.7%、単独浄化槽利用者4,555人13.5%、くみ取り利用者が5,444人16%であるとのことでした。

説明の後、委員からの質問に対して下水道整備区域の受益者負担に対しての市民の反応について、受益者負担金が高額なため下水道より合併浄化槽を選択する家庭もあり、整備区域での受益者負担金の住民理解をしていただき、浄化槽施設の老朽化時期等での切り替えを促進していく考えであるとのことでした。また、20年概成で示された下水道整備区域386ha以外の区域は合併浄化槽整備

促進をしていくのかとの質問の対しては 20 年概成でのエリアで普及率 34.5%、水洗化率 85%を目標とし整備を終了し、区域外では合併浄化槽整備を促進していく考えであるとのことでした。

説明の後、水処理センターの現地視察を行い、現在の使用施設の概要と、今後の整備区域拡大に伴う施設拡張予定地を合わせて視察、説明を受けました。20 年概成で予定された場合、現行の 1 基の処理施設にさらに 1 基を増設することで処理を行なう計画であり、その整備費は 16 億円であるとのことでした。

両市を視察調査し、今後島田市における公共下水道の整備については、現在の下水道整備区域の接続率の向上、また整備区域の拡大には、今後の人口動態、現状の合併浄化槽の整備状況の調査が必要であること、また整備計画以外の地域に対しては、単独浄化槽から合併浄化槽への切り替えの促進の意識向上と補助制度の見直しの必要性を感じました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。